

○佐渡市財務規則の一部を改正する規則

平成31年 1月31日

規則第 1号

佐渡市財務規則（平成16年佐渡市規則第54号）の一部を次のように改正する。

第33条第2項第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 市長が認めるところにより、支出負担行為兼支出命令票により支出することとしている経費
- (2) 前号に掲げるもののほか、緊急かつ予期しない経費

第33条第2項第3号から第20号までを削り、同条第3項ただし書中「請負工事の歳出執行伺には、次の第1号に掲げる事項を記載し、第2号に掲げる書類を添付しなければならない」を「契約をしようとするときは、当該契約の内容及び締結の方法等を明らかにした歳出執行伺に、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない」に改め、同項第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 一般競争入札の場合にあっては入札公告案、指名競争入札の場合にあっては請負人選定書及び入札執行通知書
- (2) 随意契約の場合にあっては、随意契約及び業者選定の具体的理由等を記載した随意契約調書及び見積指名通知書

第33条第3項に次の3号を加える。

- (3) 予定価格を記載した書面（書面により予定価格を定める必要がないと認める場合は、歳出執行伺に予定価格を併記すること。）
- (4) 設計書、仕様書及び関係図面
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める書類

第33条第4項を削る。

第70条第1項中「第1項又は」の次に「施行令」を加える。

第142条第3項第3号中「第177条第3項で定める手続により」を削り、「同条第3項」を「同条第4項」に改め、「当該母子・父子福祉団体」の次に「等」を加え、同項第4号中「第177条第3項で定める手続により」を削る。

第143条第1項中「競争入札により落札者を決定したとき、又は随意契約

の相手方を決したときは、直ちに契約書を2通作成し、相互に交換しなければならない」を「、契約を締結しようとするときは、契約書を作成し、契約の相手方とともに、当該契約書に記名押印しなければならない」に改め、同項第1号を次のように改める。

- (1) 1件50万円（工事又は製造の請負においては130万円）以下の指名競争入札による契約又は随意契約を締結するとき（不動産の買入れ又は売払いに係るものを除く。）。

第143条第1項第3号を次のように改める。

- (3) 物品を売り払う場合において、買受人が代金を即納してその物品を直ちに引き取るとき。

第143条第1項第4号中「その他これに準ずる機関」を「等」に改め、「契約」の次に「を」を加え、同項に次の2号を加える。

- (6) 単価契約に基づく契約をするとき。
- (7) 随意契約であって、災害復旧及び災害の防止のために緊急に締結する建設工事の請負又は測量、調査若しくは設計の委託に関する契約をするとき。

第143条第2項中「前項第1号に該当する場合に契約書の作成を省略するときは、契約の適正な履行を確保するため契約の相手方に請書その他これに準ずる書類を提出させなければならない」を「契約書の作成を省略する場合においても、契約の適正な履行を確保するため、請書その他これに準ずる書類を徴するものとする」に改め、同項ただし書中「以下の」の次に「特に軽微な契約（工事請負契約を除く。）の」を加える。

第145条第1項中「契約の相手方に」を「契約（仮契約を除く。）の相手方をして、」に改め、「100分の10以上」の次に「の額」を加え、「の場合は」を「にあっては」に改め、「契約保証金を」の次に「会計管理者に」を加え、同項ただし書を削り、同条第2項から第4項までを次のように改める。

- 2 前項の規定にかかわらず、単価で契約を締結する場合の契約保証金の額は、その都度定めるものとする。
- 3 契約保証金の納付は、次の各号に掲げる担保の提供をもって代えることができる。
 - (1) 第208条第1項各号に掲げる有価証券

(2) 金融機関の保証

(3) 公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社の保証

4 契約の相手方が、入札の際、入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供している場合は、これを契約保証金又は担保に充当することができる。

第145条第5項中「本文」を削り、「次に掲げる」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項第1号及び第2号中「締結し」の次に「、当該保険証券を提供し」を加え、同項第3号中「施行令第167条の5の規定に基づき別に市長が定める資格を有する者が契約の相手方であり、その者」を「契約の相手方」に改め、同項第5号中「物品」を「財産」に改め、「とき」の次に「その他これに類する場合で契約保証金を納付させる必要が認められないとき」を加え、同項第6号中「指名競争入札及び」を削り、同項に次の2号を加える。

(7) 500万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(8) 官公署等と契約をするとき。

第145条第6項に次のただし書を加える。

ただし、財産の売払いの契約においては、契約の相手方の申出により、契約保証金を還付しないで売払代金に充当することができる。

第147条の見出し中「書の作成」を削り、同条第1項中「一般競争入札又は指名競争入札の落札者に対し、当該契約は議会の同意を得たときには、本契約として認められる旨の契約（以下「仮契約」という。）に関する書類を作成し、契約の相手方と」を「当該契約の相手方と、議会の議決があったときに本契約となる旨を記載した仮契約書を作成し、」に改め、同条第2項中「落札者」を「当該契約の相手方」に改める。

第149条第1項中「に掲げる事項」を「のいずれか」に改め、「と認める」を削り、「ときは、」の次に「契約の定めるところにより」を加え、同項第4号中「使用人が」の次に「、」を、「妨げ」の次に「、」を加え、同項に次の1号を加える。

(6) 一般競争入札又は指名競争入札の方法により契約を締結した場合に

において、当該入札に当たり、入札者が共同して落札すべき者又は入札金額を決定したことが明らかになったとき。

第149条第2項中「契約の」を「前項の規定による契約の」に、「をもってしなければ」を「により行わなければ」に改め、同項ただし書中「及び第2項」及び「「ただし書」」を削る。

第151条第1項及び第2項を次のように改める。

予算執行職員は、前条第3項の規定により自ら検査を行ったときは、検査調書を作成しなければならない。

2 前条第3項の規定により検査を命じられた補助者及び同条第4項の規定により検査の委託を受けた者は、検査調書を作成し、当該予算執行職員に提出しなければならない。

第151条第3項中「第1項」を「前各項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、予算執行職員及び検査を命じられた補助者は、1件の金額(一定期間ごとに履行を確認し、支払をすることが定められた契約にあっては当該期間に係る支出しようとする額、単価契約にあっては1件ごとの支出しようとする額とする。)が20万円以下の契約について検査をしたときは、請求書又は支出命令書等に検査済みである旨の証明を付することをもって検査調書の作成に代えることができる。ただし、部分払をするために検査をしたとき及び検査の結果その給付が契約の内容に適合しないものであるときは、この限りでない。

第152条第1項中「収支命令職員」を「予算執行職員」に改め、「により」の次に「、」を加え、「既済部分又は」の次に「物件の買入契約に係る」を加え、「対して」を「対し」に、「その代金」を「代価」に改め、「支払う」の次に「(以下「部分払」という。)」を加え、同条第2項中「の支払」を「に規定する部分払の」に、「製造については」を「製造その他についての請負契約にあっては」に、「代金の額」を「代価」に、「購入についてはその」を「買入契約にあっては」に改め、同項ただし書中「における」を「その他についての請負契約に係る」に、「対しては」を「あっては、」に、「代金」を「代価」に、「までを」を「まで」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 予算執行職員は、契約を締結する場合において、部分払の特約をしようとするときは、部分払の対象とした物件については、契約の相手方に危険を負担させる旨をあらかじめ契約書により明確に定めておかなければならない。

第154条中「次の各号に掲げる期間において、」を「10日前(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事で予定価格が5,000万円以上のものについては15日前)までに」に改め、同条ただし書中「予算執行職員がやむを得ない理由があると認めるときは、第2号及び第3号の」を「急を要する場合においては、その」に改め、同条第1号から第3号までを削る。

第157条第1項を次のように改める。

予算執行職員は、入札者をして、その者の見積もる契約金額の100分の5以上の額(公有財産売却システムによる入札にあっては、予定価格の100分の10以上の額)の入札保証金を、あらかじめ会計管理者に対し納付させなければならない。

第157条第3項に次のただし書を加える。

ただし、第164条第1項ただし書の規定による入札(以下「郵便等による入札」という。)及び同条第3項に規定する電子入札の場合にあっては、当該歳入歳出外現金等領収証書の確認を要しない。

第157条第3項を同条第5項とし、同条第2項中「前項の規定による入札保証金の納付があったときは」を「第1項の規定による入札保証金の納付又は前項の規定による担保の提供があったときは」に改め、同項ただし書を削り、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、単価による入札の場合の入札保証金の額は、その都度定めるものとする。

3 入札保証金の納付は、次の各号に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

(1) 第208条第1項各号に掲げる有価証券

(2) 公有財産売却システムを管理する事業者の保証

第158条中「前条の規定にかかわらず、予算執行職員は」を「予算執行職員は、前条の規定にかかわらず、」に改め、同条ただし書を削り、同条第1

号中「締結」の次に「し、当該保険証券を提供」を加え、同条第2号を削り、同条第3号中「入札に参加しようとする者」を「入札者」に、「あらかじめ名簿に登載された」を「市の入札参加資格者名簿に登載された」に改め、同号を同条第2号とし、同条に次の1号を加える。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に認めるとき。

第159条第1項中「(再入札の開札を含む。)完了後入札者から歳入歳出外現金等還付請求書の提出を受けて」を「が完了したとき又は入札を中止したときに」に改め、同項ただし書中「当該契約について契約書を交換したときにおいて、契約保証金の全部又は一部に充当するものとする」を「契約保証金に充当することができる」に改め、同条第2項中「締結したもの」を「締結した者」に改める。

第160条中「入札保証金」を「第146条の規定は、入札保証金」に、「は、収入及び支出の例による」を「準用する」に改める。

第161条第1項中「より支出の原因となる契約をしようとするときは、当該事項に関する仕様書、設計書等により入札に付する事項の予定価格を別表第1に掲げる区分により定めなければならない」を「付する事項の価格を、当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定し、その予定価格を記載した書面(以下「予定価格書」という。)を封筒に入れて封印し、開札の際、これを開札の場所に置かなければならない」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 予算執行職員は、前項の規定にかかわらず、市長が別に定めるところにより予定価格を入札前に公表するときは、予定価格書を封筒に入れて封印しないことができる。

第161条第3項及び第4項を削る。

第163条の見出しを「(最低制限価格)」に改め、同条第1項中「一般競争入札」を「予算執行職員は、一般競争入札」に改め、「請負契約を」の次に「締結」を加え、「最低制限価格を設けようとする場合には、予定価格を記載した予定価格決定書に併記しなければならない」を「当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、最低制限価格を設けることができる」に改め、同項後段を削り、同条第2項中「前項に」を「予算執行職員は、前項の規定に」に、「設けた」を「設ける」に改

め、「154条の」の次に「規定による」を加え、同条に次の2項を加える。

3 予算執行職員は、第1項の規定により最低制限価格を設けたときは、第161条第1項に規定する予定価格書にこれを併記するものとする。

4 最低制限価格の設定に関し必要な事項は市長が別に定める。

第164条第2項中「前項ただし書の規定により郵便で入札するとき」を「郵便等による入札」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 予算執行職員は、前2項の規定にかかわらず、電子入札(電子情報処理組織(市の使用に係る電子計算機と入札者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続したものをいう。))を使用して行う入札をいう。)を行うことができる。この場合において入札者は、当該入札者の使用に係る電子計算機から入札金額その他必要な事項を入力して、第1項に規定する指定の日時まで、市の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することにより、入札しなければならない。

第167条第1項中「の面前において入札事務に関係のない職員の」を「(入札者が立ち会わない場合(ただし書の規定により入札者の立会いを要しない場合を含む。))にあっては、当該入札事務に関係のない職員)の」に改め、同項ただし書中「第164条第1項ただし書の規定による郵便入札の場合及び同条第3項の規定による公有財産売却システムによる入札の場合は、入札者の面前において開札することを」を「郵便等による入札及び電子入札の場合は、入札者の立会いを」に改め、同条第4項を同条第7項とし、同項の前に次の2項を加える。

5 前項の規定にかかわらず、施行令第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札の方法により落札者が決定したときは、当該落札者その他の入札者に対して書面で通知するものとする。

6 前2項の規定にかかわらず、電子入札により入札した者に対しては、電子情報処理組織を使用して通知するものとする。

第167条第3項中「第1項の規定による開札により」を削り、「口頭又は書面により出席者に公表するとともに」を「出席者に公表し、かつ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「入札書」の次に「(電子入札の場合にあっては、電子情報処理組織に入力した事項)」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、電子入札の場合であって、入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認めるときは、入札事務に関係のない職員を立ち合わせないことができる。

第168条第1項第1号中「代理権の」を「第165条の規定による」に、「代理人が」を「代理人の」に改め、同項第2号中「中」を「のうち」に、「又は入札者」を「、入札者」に改め、同項第3号中「入札保証金を」を「入札保証金を納付すべき場合において、入札保証金を」に改め、同項第4号中「郵便に」を「郵便等に」に改め、同項第7号中「を下回る入札」を「が設けられている場合においては、これに満たない金額をもって行った入札」に改め、同項第8号を削り、同項第9号中「公有財産売却システムによる」を「電子」に、「第164条第3項」を「第164条第1項」に、「当該公有財産売却システムを管理する事業者の」を「市の」に改め、同号を同項第8号とし、同項第10号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改め、同号を同項第9号とし、同条第3項中「前2項の入札の効力は、予算執行職員が決定する。この場合において、」を削り、「その」を「前2項」に改める。

第169条を次のように改める。

(低入札価格調査)

第169条 予算執行職員は、一般競争入札により、工事又は製造その他についての請負契約を締結しようとする場合において、必要があると認めるときは、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者の当該入札に係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認める場合の基準となる価格(以下「調査基準価格」という。)を設けることができる。

2 予算執行職員は、前項の規定による調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたときは、最低の価格をもって入札した者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることができる。

3 予算執行職員は、第1項の規定により調査基準価格を設けるときは、第154条の規定による公告においてその旨を明らかにしなければならない

い。

4 予算執行職員は、第1項の規定により調査基準価格を設けたときは、第161条第1項に規定する予定価格書にこれを併記するものとする。

5 調査基準価格の設定その他低入札価格調査に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第171条第1項中「僅少」を「わずか」に改め、「直ちに」の次に「(入札者の全部又は一部が電子入札を行った場合は、入札執行職員が指定する日時に)」を加え、同項ただし書中「ただし、再入札は2回」を「この場合において、再入札は2回(電子入札にあっては1回)」に改め、同条第2項中「入札保証金」の次に「の額」を、「第157条」の次に「第1項」を加え、同条第3項中「第164条第1項ただし書の規定により郵便で入札」を「郵便等による入札を」に改め、「第168条」の次に「第1項」を加え、同条第4項中「口頭又は文書で、当該再入札に参加しようとする者に公表しなければならない」を「、出席者にあつては口頭で、電子入札により入札した者にあつては電子情報処理組織を使用して、通知しなければならない。」に改める。

第172条第1項中「不正が」を「不正の入札」に、「とき、」を「とき」に、「災害」を「天災地変」に改め、同条第2項中「前の」を「入札の」に改め、同条第3項中「郵便による入札書」を「郵便等による入札」に改める。

第173条の見出しを「(再度公告入札の公告期間)」に改め、同条中「入札者」を「予算執行職員は、入札者」に改める。

第173条の次に次の1条を加える。

(公有財産売却システムにおける入札の特例)

第173条の2 第164条から第168条まで及び第170条から第173条までの規定にかかわらず、公有財産売却システムによる入札の場合にあつては、当該入札公告において定める方法により入札を行うものとする。

第174条の見出し中「参加人数」を「入札者の指名」に改め、同条第1項中「するときは、」の次に「当該入札に参加させようとする者を」を加え、「の入札者を第161条第1項の区分に準じ決裁を得て」を削り、同条第2項中「入札に参加しようとする者」を「入札者」に改める。

第175条の見出しを「入札執行通知」に改め、同条中「前条の規定により

相手方を指名したときには」を「指名競争入札に付そうとするときは、」に改める。

第176条中「除いては」の次に「、」を加える。

第177条第1項中ただし書を削り、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、随意契約を締結しようとする者から見積書を徴することにより、他のものから見積書を徴しないことができる。

- (1) 契約の性質又は目的により契約の相手方を特定せざるを得ないとき。
- (2) 災害の発生等により緊急を要するとき。
- (3) 予定価格が50万円以下の工事請負契約を締結するとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長がその契約の性質上2人以上から見積書を徴する必要がないと認めるとき。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、見積書を徴しないことができる。

- (1) 法令により価格が定められているとき。
- (2) 官公署等と契約をするとき。
- (3) 予定価格が20万円以下の工事請負契約又は5万円以下の物品の買入れその他の契約を締結するとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長がその契約の性質上見積書を徴する必要がないと認めるとき。

第177条の次に次の1条を加える。

(特定の随意契約に係る手続)

第177条の2 予算執行職員は、第142条第3項第3号又は第4号の規定に基づいて随意契約をしようとするときは、次に掲げる手続をとらなければならない。

- (1) あらかじめ契約の発注見通しを公表すること。
- (2) 契約を締結する前において、契約内容、契約の相手方の決定方法、選定基準、申請方法等を公表すること。
- (3) 契約を締結した後において、契約の相手方となった者の名称、契約の相手方とした理由等の契約の締結状況について公表すること。

第178条第1項を次のように改める。

予算執行職員は、随意契約をしようとするときは、あらかじめ第161条及び第162条の規定に準じて予定価格を定め、予定価格書を作成しなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、予定価格書の作成を省略することができる。

- (1) 第142条第3項第1号の規定により随意契約をするとき。
- (2) 予定価格書により予定価格を定める必要がないと認めるとき。

第178条に次の1項を加える。

- 2 予算執行職員は、前項の規定により予定価格書の作成を省略するときは、歳出執行同等に予定価格を併記するものとする。

第181条第1項及び第2項を次のように改める。

建設工事(建設業法第2条第1項に定める建設工事をいう。以下同じ。)の契約の相手方は、建設業法2条第3項に定める建設業者でなければならない。ただし、同法第3条第1項ただし書に規定する工事又は市長が特別の理由があると認めるものについては、この限りではない。

- 2 建設工事の請負は、特別の事情がある場合のほか、第144条の規定にかかわらず、別記佐渡市建設工事請負基準約款を内容として契約するものとする。

第181条第3項中「建設工事請負契約については、第144条第1号から第7号までに掲げる事項並びに建設工事請負基準約款に従う旨を記載した契約書を作成し」を「建設工事の請負契約を締結しようとするときは」に改める。

第182条を次のように改める。

第182条 削除

第183条の見出し中「建設」を削り、同条第1項中「契約者」を「契約の相手方」に、「入札」を「予算執行職員が入札」に、「指名の通知」を「入札執行通知」に、「別に」を「工事の着手の時期を」に改め、同項ただし書中「において」の次に「、」を加え、同条第2項中「工事期間は、」の次に「予算執行職員が」を加え、「指名の通知」を「入札執行通知」に、「指定を」を「工事の着手の時期を指定」に改める。

第183条の次に次の1条を加える。

(工事着手時期及び工期の起算の特例)

第183条の2 前条第1項本文の規定にかかわらず、予算執行職員が入札の公告又は入札執行通知において工事の施工の時期を選択することができる旨の規定をした建設工事であって、第167条(第176条において準用する場合を含む。)の規定による落札通知を受けた日から起算して7日以内に工事の施工の時期について予算執行職員の承認を得たものについては、建設工事の契約の相手方は、当該承認を得た工事の施工の時期の開始の日から起算して7日以内に工事に着手しなければならない。

2 前条第2項の規定にかかわらず、前項の承認を得た建設工事の工事期間は、当該承認を得た工事の施工の時期の開始の日から起算する。

第184条の見出し中「工事」の次に「の」を加え、同条中「契約者」を「契約の相手方」に改める。

別記佐渡市建設工事請負基準約款第4条第6項及び第8項中「入札実施通知」を「入札執行通知」に改める。

別表第1中「、第161条」を削る。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。